

日・EU ビジネス・ラウンドテーブル

日・EU 両政府への提言

【仮訳】

2013年4月29日－30日 パリ

ワーキング・パーティ A
貿易、投資と規制における協力

ワーキング・パーティ・リーダー

共同議長

欧州ビジネス協会（EBC）会長
デュコ・デルゴージュ

共同副議長

BUSINESSEUROPE 事務局長
マルクス・ベイエレ

共同議長

日産自動車株式会社
常務執行役員
川口均

共同副議長

地球産業文化研究所
顧問
福川伸次

略称・略語一覧表

略語	意味
AEOs	認定事業者
CCCTB	共通連結法人課税基礎
CE	欧州基準適合
CLP	物質および混合物の分類、ラベル、包装に関する規則
ECE	欧州経済委員会
ECHA	欧州化学物質庁
ELV	廃車
EN	欧州規格
FAQ	よくある質問
FDI	海外直接投資
FSA	金融庁
FSC	食品安全委員会
GATS	サービスの貿易に関する一般協定
GCP	医薬品の臨床試験の実施の基準
GHS	化学品の分類および表示に関する世界調和システム
GMP	製造および品質管理に関する基準
GPA	政府調達に関する協定
HFC	ハイドロフルオロカーボン
HS	統計品目番号
ICT	情報通信技術
ICTs	企業内転勤者
ITA	情報技術協定
ISO	国際標準化機構
JAS	日本農林規格
JCAB	日本運輸省航空局
JELMA	日本電球工業会
JET	電気安全環境研究所
JETRO	日本貿易振興機構
JIS	日本工業規格
JPO	特許庁
JR	ジェイアール
LED	発光ダイオード
MAFF	農林水産省
METI	経済産業省

OECD	経済協力開発機構
OR	唯一の代理人
PMDA	医薬品医療機器総合機構
PSE	電気用品安全法
QMS	製造管理および品質管理の基準
REACH	欧州化学品規制（化学物質の登録、評価、許可、制限）
RFID	無線自動識別
RoHS	欧州特定有害物質使用制限指令
RTD	研究技術開発
SIEF	物質情報交換フォーラム
SMEs	中小企業
SVHC	高懸念物質
TPD	移転価格文書化
UNECE	国連欧州経済委員会
UNGP	国連のビジネスと人権に関する指導原則
VAT	付加価値税
VICH	動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議
WCO	世界税関機構
WTO	世界貿易機関

はじめに

世界貿易の環境は変化している。新たな経済大国が出現し、世界市場の好機を益々捉えるようになってきている。こうした状況下で、経済の強化を目指して様々な国々が新たな主要二国間協定を締結する中、日・EU 関係は取り残される危険に曝されてきた。BRT のメンバーは、こうした動きに懸念を抱き、日・EU 間の貿易・投資を増大させる可能性について長年研究を行ってきた。貿易および規制改革に関する様々な対話を通してある程度の進展が遂げられてはいるが、重要な課題に対する取り組みがなされていないと確信している。結果として、日本と EU 双方の企業の投資額は低く抑えられてしまい、両経済ともにその潜在能力に見合った十分な成長を遂げていない。貿易・投資を抑制する広範囲な課題を解決するための、以下の事項をはじめとする根本的な措置は、両地域の経済を改善していく上で大いに役立つ。

- 可能な限りの規制・基準の調和と相互承認、国際基準の採用
- 関税・非関税障壁ならびに不必要な官僚制度の撤廃
- 国内外のすべての企業に対する公正な競争と平等な待遇の保証
- サービス分野におけるより公正でオープンな競争の確保
- 海外直接投資条件の改善
- 中小企業の成長と研究開発投資を対象としたインセンティブのさらなる強化

本文書で取り上げた WP-A に関する提言は、上記のような根本的な措置に取り組む必要性を反映したものである。主な提言は、日・EU 間の貿易・投資を阻害するこれらの障壁を除去するため、日・EU 間の FTA/EPA を十分にバランスのとれた、包括的で野心的なものとするることである。迅速且つ公正な交渉が行われれば、日・EU は経済的に強化され、ルール・基準策定においてグローバルレベルで指導的な立場に立つことが可能となり、多角的貿易体制という最終目標の基盤としてのルールに基づく貿易という原則の保護に役立つ。

優先課題の表記については、星印 1 つ(*)は「優先的な」提言を、星印 2 つ(**)は「最優先の」提言を示す。(例として WP A / # 01** / EJ to EJ)

日本・EU 両産業界からの提言

WP-A / # 01** / EJ to EJ 日・EU 経済関係の強化

BRTは、2013年3月25日に、日・EU両政府首脳が深く包括的な自由貿易協定の交渉を開始することを決断したことに歓迎の意を表す。これは、日・EU関係にとって明るい新たな第一章の始まりとなった。

BRTは深く包括的なFTA/EPAおよび政治協定を、EUと日本が締結することで、日・EU間の貿易および投資を拡大し、両経済圏における雇用の創出と経済成長を後押しするという期待のもと、FTA/EPA交渉を出来る限り早期に妥結するよう要請する。日・EU経済関係の潜在的成長力を十分に顕在化させるため、BRTは、野心的でバランスのとれた、互恵かつ包括的な日・EU FTA/EPAを実現し、関税、非関税障壁、政府調達、投資、サービス、競争、知的財産権、規制・基準の調和と相互承認を含む規制に関する協力等の未解決の主要課題に取り組むことを再度求める。加えて、協定交渉を成功させるためには、関税と非関税障壁の撤廃についても並行して並行的に交渉を進めることが必要である。

<背景>

EUと日本は、主要先進経済圏として、また、世界の主要貿易・投資国として、日・EU経済関係の大きな潜在的成長力を顕在化させるためにさらに様々な取組みを進めることができる。両者は現在、日・EU間の貿易・投資および協力関係の拡大、ならびに、より緊密な日・EU関係の構築に取り組んでいる。世界的な金融不安と経済の不確実性を共に乗り越えるべく、懸命の努力を進めているなか、長期的、健全かつ、より力強い成長の実現に向け、EUと日本が共通の課題に協力して取り組んでいくことは極めて重要である。日・EU関係は遅れをとってはならない。

WP-A / # 02** / EJ to EJ WTOドーハ開発アジェンダ交渉における膠着状態打開の要請と、保護主義抑制への強い支持表明

次回バリ閣僚会議を視野に、BRTは、特に、貿易促進について野心的な協定が結ばれることを期待している。非関税障壁といった他の重要な分野においては更なる進展を遂げなければならない。こうしたことが国際貿易の力強い後押しとなる。

BRTは、最近開始された新サービス貿易協定の交渉についても興味深く見守っており、それがWTOの体制に組み込まれるよう期待している。WTOは、また、多国間の分野別協定を進展させ、二国間・地域・多国間貿易協定とWTOによる貿易体制との間の齟齬を一掃し、より明確なWTOガイドラインを策定することに取り組まなければならない。最後に、WTOは、貿易と投資の関係、競争、エネルギー、原材料といった、その他の局所的な問題について調査を行わなければならない。2013年9月に就任が予定されている新WTO事務局長の下で、今日の企業経営に大きな影響を及ぼすこれらの課題への取り組みともなるであろう野心的な貿易課題をWTOは追求していくものと、BRTは期待している。

WTOはケース・バイ・ケースによる対応を推進させ、新たな貿易ルールを策定する能力を示し、加盟国に貿易自由化の利点を示さなければならない。これにより、より包括的な市場アクセスに関する交渉の再開が可能にもなる。多国間貿易システムの衰退は、絶対に防がなくてはならない。

<進捗状況>

この提言については具体的な進展は見られない。2013年1月にスイスのダボスで開催された非公式な閣僚会議をはじめとし、2013年12月にはバリで第9回WTO閣僚会議が予定されており、交渉は継続中である。

<背景>

BRTは、貿易自由化、ルール策定機能、紛争解決を主な機能とする多角的貿易体制を強く支持する。しかし、多角的貿易の自由化を進める上で、2001年ドーハ・ラウンド開始当初の高い野心は維持されておらず、現在交渉は膠着状態にある。その中心的な要因となっているのが、政治的意思の欠如、そしてOECD加盟国と新興途上国間の市場アクセスに対するコミットの違いを埋められないことである。

先行きが非常に不透明な見通しの中で、WTOは成果を出す能力があることを経済界に示さなければならない。WTOは、多国間貿易に関するルールや基準を定める機能を有する唯一の国際機関として、この分野の主導者たる役割を保ち、さらなる行動を起こすべきである。既存の法的枠組みは優れた基礎ではあるが、変化する世界経済の情勢に対応するために改正していく必要がある。

WP-A / # 03 / EJ to EJ 新グローバル・スタンダードの促進における国際基準の適用と協力強化**

1. BRTは、両政府に対して、国際的な製品基準と認証手続きを可能な限り採用し、また、基準・製品認証の整合化や製品認証の相互承認を推進するよう、および可能かつ適切である限り、建築資材、有機製品、化粧品、医療機器、動物用医薬品、自動車、加工食品などの分野における製品の輸入・販売・使用の申請手続きに関する機能的に同等な規制の相互認証を推進するよう要請する。
2. BRTは、国際的に特許制度を調和させること、特許制度を合理化することの重要性を認識している。その実現は、技術革新の促進、コスト削減、法的な確実性を高めるひとつの手段となる。EUに統一特許制度を導入することで、日・EU政府は、こうした取り組みにおいて先導的な役割を担い、IP5といった様々な国際フォーラムで緊密に協力していくべきである。
3. 両政府は、省エネルギーとそれに関連したラベル表示規則、環境およびカーボンフットプリント制度については、問題の性質や、企業および社会全体にとっての重要性を鑑みて、制度の調和に向けて努力すべきである。両政府は、二国間ではなく、国際的なレベルでの調和を目指すべきである。

4. 認定事業者(AEO)の相互承認協定が2010年6月に日本とEUの間で合意されたが、それに伴い、AEOにさらに具体的なメリットが与えられるようにするために、日・EU両政府は規制面で一層の協力を図るよう努めるべきである。この点に関しBRTは、企業に対して製品輸入についてより大きな自由裁量の余地を与える一方、過度に管理上の負担を与えることなく、それら製品輸入に対しより大きな責任を付加する方向の元、輸入手続の簡素化を図ることに重きを置く意向である。両政府はまた、日・EU間の貿易を改善して更に促進させるため、より密接な関係を構築して相互に学び合う必要がある。BRTは、両政府が定期的に議論を行っていることを認識しているが、事業者にとっての具体的な利点は浮かび上がっていない。
5. EUのREACHおよびRoHS、そして日本の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」といった化学品規制政策は、グローバルサプライチェーンに大きな影響を与える。両政府は、有効な規制を実施するのみならず、共通の規制物質リストの策定、すなわちリスク評価に対する共通の手法を確立し、データを共有して産業界のコスト軽減を図るといったような共通の政策を設けることを検討すべきである。さらには、企業と協力して発展途上国におけるサプライチェーンマネジメントの支援政策を共有すべきである。
6. 日本・EU両政府は、RFIDや生体認証技術のような新技術の実用化開発における日・EU間の枠組みを確立すべきである。こうした枠組みが確立されれば、日本とEUの企業同士の相互協力が可能になり、協力体制が強化されるとともに、新たな国際標準の推進とその普及につながる。
7. 両政府は、サプライチェーンのセキュリティ確保と運用効率の向上に寄与するモデルとなる、情報通信技術（ICT）の利用を普及させるべきである。例えば、RFIDタグ、センサー、生体認証技術、UCR（個別貨物識別）番号により、国際的サプライチェーンのセキュリティが向上し、可視性が高まると思われる。
8. 欧州委員会と日本政府は、特定の健康増進食品・健康機能性食品の定義と基準を設定するCODEX（FAO/WHO 合同食品規格委員会）において国際協調が実現されよう協力すべきである。
9. 自動車分野においては、日・EU両政府は、日・EU双方の自動車輸出に掛かる規制遵守コストの削減を目的として、相互承認の恩恵を拡張することによりUN-ECE規則の採択を加速化させるべきである。また両政府は、クリーン・ディーゼル車、電気自動車、ハイブリッド車、電池自動車などに用いられる、環境負荷を考慮した新規駆動系技術が市場へスムーズに導入されるような国際的に調和した技術要件や検査方法の確立に努めるべきである。

< 9の背景 >

1998年、日本はアジアで初めて「国連の車両・装置等の型式認定相互承認協定（1958年協定）」の加盟国となった。この協定は、ある加盟国でUN-ECE規制に沿った型式認定を受けた車両装置は、当該規制を採択している他の加盟国での検

査を免除されると定めたものである。日本は現在、日本の型式承認に含まれる 50 分野のうち 34 分野で UN-ECE 規制を採択している。

<1-9 の一般的背景>

これら提言の実現により、日・EU のビジネス環境の大幅な改善が期待される。

WP-A / # 04* / EJ to EJ 迅速な事業展開の支援

1. 社会保険料（保険料の二重払いをなくす）

BRT は、過去に日本と特定の EU 加盟国間で締結された社会保障協定は歓迎しているが、2011 年から 2012 年にかけては新たな協定が一つも施行されていないことを残念に思っている。従って BRT は、日本および EU 加盟国に、社会保障協定のネットワーク拡大のために一層努力するよう要請する。さらに暫定措置として、受入国が片務的な年金掛け金を免除するか、あるいは海外駐在者に対して帰国時の年金掛け金の一部ではなく全額を払い戻すべきである。

<進捗状況>

ここ 2、3 年はほとんど進展がない。

<背景>

日本はこれまで EU 加盟国と個別に社会保障協定を締結しているが、多くの場合、締結国で日本人が払い込んだ年金保険料が日本で払込済と認識されず、逆の場合も同様である。これによって企業や従業員の負担が増加する。これまでに、日本とドイツ、英国、ベルギー、フランス、オランダ、チェコ共和国、スペイン、アイルランドとの社会保障協定は施行されている。また、日本とイタリアの協定は調印済みである。さらに、日本とハンガリー、ルクセンブルク、スウェーデンとの交渉が進行中であり、日本とスロバキア共和国、オーストリア、フィンランドとの協定は準備段階にある。

2. FTA/EPA の枠内での企業内転勤者の異動の自由化

日本と EU は、FTA/EPA の枠組みの範囲内で企業内転勤者の異動の広範囲な自由化を実現すべきである。こうした自由化は以下の制度の実現を目指すべきである。

- 海外駐在者を送り出す親会社と受入国との間の枠組み協定で海外駐在者の最大人数を規定する。その合意された範囲内であれば、個別の就労許可証を取得することなく、親会社はその国に対して企業内転勤者を自由に異動させることができる。
- 親会社が、その子会社または支社が事業展開している複数の EU 加盟国とそのような協定を締結した場合、それぞれの協定に定められた合計人数が順守される限り、それらの国々における企業内転勤者の異動に新たな就労許可証は必要とされない。

<背景>

国際的事業をスムーズ且つ効率的に経営するためには、企業が、役所の手続きを踏むことなく取締役をはじめとする重要な社員を派遣できることが絶対不可欠である。このような異動は受入国の労働市場にマイナスの影響を及ぼさないどころか、逆に、当該事業

を展開することを通じて受入国での雇用拡大につながる。さらに、海外駐在者自身が受入国に対して高い所得税を支払う傾向にある。日本と EU 加盟国間の企業内転勤者に就労許可証ならびに居住許可証の取得が義務付けられているが、これは一般的に形式的なもので、企業内転勤者からの申請が疑問視され、根拠ある理由の提出を求められることは稀である。しかし、一部の EU 加盟国の最近の経済情勢により、一般的に、就労許可証の発行に対して当局が以前よりも消極的になっており、就労許可証の発行が遅れて企業内転勤者に影響が及ぶことがある。企業および従業員、そして従業員の家族への負担が大きいため、迅速な事業展開にとって障害となっている。

欧州委員会は、企業内転勤の範疇にある、EU 加盟国以外の第三国の国籍者による EU 域内への入国および居住に関する指令案 (COM (2010) 378 final) を 2009 年 7 月に提出した。もしこれが採択されたとしても、英国、アイルランド、デンマークではオプト・アウト (適用除外) により適用されない。このため、EU 加盟国の中でも人数が最も多い英国在住の日本人にはこの指令のメリットはない。したがって、日本と EU 加盟国間のすべての企業内転勤者に適用されるよう、EPA/FTA の枠組みの範囲内でこうした自由化が実現されることが必須である。

WP-A / # 05* / EJ to EJ ベターレギュレーション

BRT は、日本および EU の政策担当者に対し、両政府の既存規制ならびに今後制定される規制と、それらが外国のビジネスに及ぼす影響について、双方が相互理解を深め、貿易障壁を生み出す行動を無意識のうちに行わないようにしなければならないと提言する。日本も EU も、立法作業の年間計画に関する情報を出来る限り早い段階で交換し、規制に相違が生じたり新たな貿易障壁が生み出されたりすることがないようにすべきである。さらには、対話を効率的に進めるために、日本と EU は法案の早期警戒システムに合意すべきである。EU と日本は、相互の経験から学び、グッド・ガバナンスの共通システムを採用するなど、より良き規制 (ベターレギュレーション) を推進するための合同戦略を策定しなければならない。現在、日本と EU の企業の見解は、規制プロセスに十分に反映されていない。

<進捗状況>

両政府間のコミュニケーションが増大したのは確かだが、同時に、まだ更なる改善が可能である。

<背景>

透明性、早期段階における市民との協議、影響の評価、市民に対する法案や行政措置の開示といった方法に基づくより良き規制は、規制順守のコストや行政負担全体の削減につながる。これは日本および欧州の経済全体の利益となるだろう。

WP-A / # 06* / EJ to EJ 中小企業への支援

BRT は日・EU 両政府に対し、双方の管轄権内の中小企業 (SME) の事業を互いに促進させ支援するための手段の策定を要請する。FTA/EPA 交渉に、こうしたクロスサポートが導入されるよう、具体的配慮がなされなければならない。

具体的配慮には、次が含まれる。

1. 自国の中小企業に対するものと同様の全体的な支援および特権を相手側の中小企業にも与える
2. 言語、書類作成、現地採用、法務および規制関連、ならびに融資や銀行取引等に関する助言といった永続的な現地支援
3. 税控除およびインセンティブ、総調査費減税、外国人専門家に対する所得税控除、博士課程の学生のための免税、研究開発減税、産官学協力に基づく共同委託研究の税額控除、ならびに投資家のための税制上およびその他の便宜とインセンティブ
4. 国際的なバックグラウンドを持つ大学院生の、相手側中小企業の国内での就職を支援する
5. 双方の中小企業のための共同投資ファンドの創設
6. 中小企業向けの産業政策に関するベストプラクティスや十分に試行されたソリューションの交換
7. 日欧産業協力センターによって既に実施されている中小企業関連プログラムの拡大

<進捗状況>

BRT は、2013 年 3 月の進捗報告書が示すように、中小企業に対するクロスサポート面での協力を向上させようとする両政府の意欲を歓迎する。同報告書には、FTA/EPA の下でのそうした協力についても言及されている。

<背景>

中小企業は、日・欧双方にとって成長や雇用を生む新たな源泉である。二国間貿易を成功させることは、これら中小企業が発展する大きな要因であり、新しい製品や技術が普及することで、双方の産業界が新たになってもいく。しかし、本文書以外の BRT の諸提言で言及されている市場アクセス問題やその他の障害に取り組み、うまく対処することは、中小企業にとってはより困難なことである。日本政府、欧州委員会、そして EU 加盟国のほとんどにおいては、自国の中小企業を対象とした国際化プログラムは設けている一方、外国企業のための既存の支援プログラムの大部分は、既に確立された産業への大規模海外直接投資を対象としており、中小企業や技術競争にとっては不十分である。関わる可能性のある海外の中小企業すべてに対して現地での支援を提供しようと目指すのは現実的ではないが、現地に基盤を確立している中小企業向けの地域的支援を増大・維持することは、二国間協定の状況下においては現実的である。BRT は、日欧産業協力センターが実施するプログラムを通して、欧州委員会および日本政府が、双方の中小企業にとって重要な仕事をしていることは勿論承知している。

EU産業界からの提言

WP-A / # 07** / E to J 基準・製品承認の整合化と相互承認。可能な限り国際基準を受け入れる

日本政府は、欧州規格（EN）や国際標準化機構（ISO）規格の受け入れ、あるいはCEマーク製品の輸入に消極的な態度を示しているが、それによって新しい製品の市場への導入に遅れが生じ、輸入コストも上昇する。BRTは、消費者の健康と安全を守る必要性は尊重しつつ、日本政府に対し、基準・認証手続の整合化や、製品認証の相互承認を推進し、また可能かつ適切な場合は、製品の輸入・販売・使用の申請手続に関する機能的に同等な規制を、消費者の安全と健康を特に考慮して相互承認するよう要請する。そうなれば、一方の市場で承認された製品は自動的にもう一方の市場でも受け入れ可能となる。BRTは、日本政府に対して以下の事項に特に重点を置くよう提言する。

建設用製品

日本政府はEU当局と協力して、すべての建築資材について日本農林規格（JAS規格）／日本工業規格（JIS規格）と欧州規格（EN）のすべてを相互承認するよう努力すべきである。残念ながら、こうした努力を要する状況が、床張り材部門や屋根板部門ではまだ一般的に見られる。JAS/JIS規格の中にISO規格への参照を記載するだけではこのようなプロセスの効率化に十分役立ってはいないことが判明している。

さらに日本政府は、地方自治体に対する支援を向上させ、技術面での規制やガイドラインがしっかりと理解されるようにすべきである。

<進捗状況>

一定の進捗はあるが、取り組むべきことは多々ある。尚、2013年4月の進捗報告書の中で、ISOとJIS/JASの矛盾の問題について日本政府から回答がなかった点を指摘しておく。

<背景>

日本の建設部門は長年非常に「国内色の濃い」市場であった。2011年の東日本大震災と津波の後も、こうした状況に変化があるとする証拠はほとんどない。

化粧品

BRTが要請するのは、薬用化粧品、いわゆる医薬部外品（認可原材料の開示、標準的な申請期間）の承認に関する共通規則、効能表現や広告に関する共通規則、化粧品への使用が認められる原材料の共通ポジティブリスト、そして動物実験の代替案に関する共同基準の確立である。

<進捗状況>

これまでの進展はわずかである。

<背景>

EUの化粧品メーカーは日本での事業拡大を常に困難に感じている。これは、日本とEU間での原材料基準や認められる効能の違い、そして、いわゆる「医薬部外品」に関する日本特有の製品認証手続きに起因する。

鉄道

EUと日本の基準に大差はなく、EUの調査機関によって収集されたデータは日本でも妥当性を有するにもかかわらず、日本市場への輸出に際しては、同様の試験を日本で再び行うことが求められる。本件はJRグループの一家が複数回要請している。二重試験によって輸入コストが上昇し、EU製品の日本製品に対する競争力を弱めている。日本政府とEU関係当局は協力して、欧州機関によって提供される鉄道資材に関する試験データおよび認証は日本国内でも有効とする（またその逆も同様）仕組みを構築すべきである。

BRTはまた、日本市場の安全対策を満たすかまたはそれを上回るような商品やサービスを提供するために何が必要なのかについての理解をEUの企業が深められるように、基準や要件が開示されたシステムを確立するよう日本に対し提言する。

しかしBRTは、最近の動向について認識しており、最近発表された初の入札要請については前向きな見方をしている。BRTとしては、日本に対し、安全性にマイナスの影響を及ぼすことなく、競争の活発化と透明性の向上につながる入札制度をもっとうまく活用するよう提言する。

<進捗状況>

一定の進捗はある。日本政府は2013年4月の進捗報告書でこの問題に言及していない。

<背景>

日本における鉄道の3分の2超はJR各社によって運営されており、残りの3分の1は80以上に上る私鉄各社によって管理されている。つまり、JRの試験と承認基準が、鉄道資材を日本に輸出する際の事実上の要件となっている。残念ながら、適用されている基準と要件は公表されておらず、このため、正確にどのような要件を満たさなければならないのかに関する情報が不足している。

医療機器・設備

日本政府には、特に以下の措置を講じることによって、より効率的な製品承認プロセスを確立することが求められる。

- a) 医療機器の認証プロセスを短縮する。外国で作成された臨床試験データの受け入れを進め、「医薬品の臨床試験の実施の基準（GCP）」と「医療機器の製造管理および品質管理の基準（QMS）」の要件を国際的な基準と調和させる。当面の対策として、BRTは両政府に対して、ISO14155:2003（およびその後続修正基準）であっても日本のGCPであっても、原則としてすべての医療機器臨床試験について相互に受け入れが概して可能な基準であると公式に承認するよう提言する。また両政府は、QMS審査は日本の責任当局（医薬品医療機器総合機構(PMDA)または第三者試験機関）とEUの認証機関のいずれが実施したQMS審査でも、原則として、いずれの市場で販売承認申請を行う場合にも、品質マネジメントシステム要求事

項を満たしていることの証明に十分であると公式に認めるべきである

- b) 日本のGCPと医薬品規制調和国際会議（ICH）で定められたGCPの間の相違を解消する。

<進捗状況>

改善の必要性はまだあるが、一定の進捗はある。

<背景>

コストが高く厄介な承認プロセスのせいで、EUの医療機器の日本への輸出は限られたものとなっている。EUの医療機器メーカーの開発コストは、日本の当局からさらに臨床試験が要求されるため増加している。日本の行き過ぎた基準と規制要件は「デバイス・ラグ」を生んでいるだけでなく、日本の不十分な診療報酬システムとも相まって、著しい「デバイス・ギャップ」をも生み出している。BRTは日本政府に対し、医療機器分野の規制プロセスを簡素化し、EUの規制と調和させる努力を強めていくよう要請する。日本は、革新的な新しい治療法を国内のヒューマン・ヘルスケア市場に導入する際に要する時間とコストを削減し、日本の規制を国際的な水準と一致させる必要がある。

動物用医薬品

EUで既に認可されている動物用医薬品が日本で認可されるには、さらに厳しい規制と不必要な試験が求められる。その結果コストが上がり、遅れが生じている。こうした現状を踏まえて、BRTは以下を提言する。

- a) 日本政府は、動物用医薬品の承認手続きを迅速化し、国内の規制と国際基準を完全に調和させるため、可能な限りのあらゆる手段を講じなければならない。
- b) 日本は、動物用医薬品が日本とEUの市場で相互に承認されるよう努力する必要がある。これにはまず、動物用医薬品の「製造および品質管理に関する基準（GMP）」の相互承認の実現が求められる。さらに動物用ワクチンに関する規制の整合化、統一GMP体制下での製品適合性の確保に向けた取り組みが求められる。
- c) 日本では申請時に、英文の申請資料に日本語の概要添付が求められているが、英文資料の受理の促進を要請する。

<進捗状況>

これまでの進捗は限られている。2012年12月3日、農林水産省（MAFF）は、日本動物用医薬品協会に10項目の改革アクション・アイテムリストを提出した。これらの項目を産業界は歓迎しているが、上に記した調和の定義からはまだかけ離れている。さらに、これら項目の実行スケジュールはまだ作成されておらず、農林水産省も、そうした改革の詳細を決定するために業界との更にとどの程度協力するかについて明確にしていない。

<背景>

日本は、動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議（VICH）に参加しているが、国際的な整合化された基準の実行が遅々として進まないことが多く、

日本特有の要素が加味されている。農林水産省は英文資料の使用をある程度促進させているものの、それと同時に、上記のように日本語の概要添付を要求している。

加工食品

加工食品に関しては、基準と技術要件の日・EU間の違い、それに輸入に関わる厄介な手続きが相まって、EU輸出業者のコストを押し上げている。日本の関係当局はEUや国際機関による評価を正式に認めておらず、食品安全委員会（FSC）は検査を日本で実施するよう常に求めているため、適合検査に高いコストが発生する。以下に挙げた提言を押し進めれば、EU輸出業者の日本市場における可能性は大いに高まるだろう。

- a) 認可食品添加物の種類を大幅に増やし、さらに承認プロセスも迅速化し、根本的に改正する。
- b) 適合性評価手続の相互承認を実現させ、評価の重複によって発生するコストを削減する。

<進捗状況>

具体的な進展はこれまでのところない。

<背景>

日本で認可されている食品添加物の数が限られており、日・EUの基準が調整されていないためにコストが上昇し、EU輸出業者は規模効果を活用することができない。

LED ランプと照明器具

国際電気標準会議(IEC)などの国際的な電気保安基準と、電気用品安全法/日本工業規格/電気安全環境研究所(PSE/JIS/JET)などの日本の基準・技術要件とが十分に調和されていないため、コストが上昇し、EU企業の日本市場への参入が事実上阻まれている。

- 日本の省(つまり経済産業省)と日本の産業団体(つまり日本電球工業会(JELMA))が策定した現行のLED照明基準は、他国のメーカーが使用している基準と互換性がない。
- 蛍光灯(直管LEDランプ)に関しては、日本電球工業会(JELMA)が、検査実施が唯一許可される研究所として、日本の試験機関を指定している。
- 日本政府は、LEDおよび照明器具用リモコンに対して独自の基準を支持し続けている。

BRTは、日本市場が世界市場から取り残されないよう、国際基準および技術要件と調和させるよう日本政府に要請する。LEDランプおよび照明器具市場は、急速に拡大しつつあり、これらの製品が、世界規模で省エネを進めて行く上で重要な役割を果たすものと期待される。

<進捗状況>

本件は新規の問題である。

<背景>

日本には、電気用品安全法(PSE)や日本工業規格(JIS)といった独自の基準や技術要件があり、たとえば逸脱基準などの基準の設定の遅れから、コストが上昇し、EU企業や輸出業者の日本市場への参入が阻まれている。さらに、リモコン基準の調和がなされていないため、EU企業は日本市場に参入することができない。

ラベル表示に関する規則

日本政府は明快な命令を発して、小売業者にフレキシブルな選択肢を与えるべきである。それによって小売業者は、製品の質と安全性に全責任を負う一方、日本の消費者に世界各地から製品を供給できるようになる。EU企業にとってラベル表示のコストが多くなる、杓子定規なラベル表示制度の単純な例としては、家具の寸法表示が挙げられる。メートル法を使用している他の国々ではセンチメートル表示が一般的であるにもかかわらず、日本に輸出される家具の寸法は、センチメートルではなくミリメートルで表示するように定められているのである。

<進捗状況>

消費者庁は 2013 年中に家庭用品品質表示法について詳しく調べることになっているが、今のところ、具体的な提示はなされていない。日本政府の 2013 年 4 月の進捗報告書では、本件に関する言及はなかった。

<背景>

「家庭用品品質表示法」とそれに付随する自主的ラベル表示基準である「表示規定」により、日本で販売される家庭用品の表示方法は、極めて細かく規定されている。

WP-A / # 08 / E to J** 自動車

日本政府は、軽自動車とその他の自動車を財政面でも規制面でも同じ基盤に置くべきである。

<進捗状況>

これまでのところ進展はない。

<背景>

「軽自動車」に分類される小型車は、法律により最大車長 3.4 メートル、車幅 1.48 メートル、車高 2 メートル、エンジン排気量は 660cc以下に制限されている。軽自動車に対しては、自動車関連税や自動車損害賠償責任保険料、高速道路通行料が低めに設定されており、夜間駐車に関する要件も緩和されているなど、さまざまな恩恵を受けている。軽自動車が享受しているこうした恩恵を継続させることは時代にそぐわず、軽自動車と、コンパクト車やサブコンパクト車との間の競争は歪められている。これらの小型車は、軽自動車と同様の性能と仕様を有するにもかかわらず、軽自動車の持つ特権は与えられていない。

WP-A / # 09 / E to J** サービス分野における自由で開かれた競争の確保

BRTは、日本のサービス市場において自由で開かれた競争が欠如しているという問題に日本政府が対処することを要請する。特に、政府は以下の措置を講じるべきである。

金融グループの業務統合に対する障害を取り除くこと。特に、着手されているファイアーウォール規制の改革を十分に遂行して、金融グループが日本国内でも海外での場合と同様に組織を編成できるようにすべきである。

郵政改革については、BRTは日本政府のこれまでの決定内容に失望している。日本には世界貿易機関（WTO）のルールを順守する義務があり、「サービスの貿易に関する一般協定」（GATS）の内国民待遇規定もその義務の一つである。つまり、日本郵政とEU、または日本郵政と他の民間運送会社、銀行、保険会社を対等な競争条件に置くことである。特に、以下の通りである。

- a. かんぽ生命保険事業については、資本、ソルベンシーマージン、課税、保険契約者保護資金に関して、他の民間保険会社と同じ要件を課すべきである。既存の独占部門からの内部補助を阻止するための競争上のセーフガードが確立されるまで、新商品の導入や簡易生命保険限度額引き上げ等を含む日本郵政の事業拡大は制限する必要がある。BRTは、とりわけ、かんぽ生命保険の新商品や改良商品が最近承認されたことについて不安を抱いている。また、日本郵政は金融庁（FSA）の管轄下に置かれ続けなければならない。これらの要求は十分に「政府調達に関する協定（GPA）」の範囲内にある。また日本郵政と同様に、共済保険事業についても民間保険会社と同じ要件を課すべきである。
- b. 日本郵政と民間運送会社には、同じ通関手続きを課すべきである。専用航空運賃、義務的関税、検疫、安全検査、およびそれらサービスにかかる財政的支援の面で、また郵便物の集配に使用される車両に対する駐車違反取り締りに関しても、日本郵政と民間運送会社には公正な競争機会が保障されなければならない。

<進捗状況>

進展はなく、むしろ後退している。

<背景>

1990年代後半の金融ビックバン以降、日本政府が世界の舞台で果たす役割は縮小している。それ以降に行われた改革がごくわずかであることが、その一因となっている。日本郵政とその子会社に対する優遇措置が依然として存在しており、残念ながら、民間企業が同じ恩恵にあずかることがないままに、そうした恩恵は拡大してきた。

WP-A / # 10** / E to J 運送・物流

WP-A / # 03 / EJ to EJに関連して、BRTは、日本に対し、運送業者、通関業者、輸入業者を問わず、これら事業者に対して実質的な利点がもたらされるよう、認定事業者(AEO)制度の改定を提言する。さらに、企業が認定事業者(AEO)のステータスに本当に魅力を感じられるよう、行政負担を軽減する必要がある。

事業者がトレーサビリティの合意基準を満たし、合意された処理手順を順守しているのであれば、認定事業者(AEO)のコンセプトとしては、簡素化をもっと重視すべきである。以下のような簡素化の例が挙げられる。

- 国内通関業務の管轄外の通関手続きの規制撤廃

- 積荷の物理的検査の削減
- 自由貿易協定の下で「直送」を示す代替証拠書類の使用を可能にする

<進捗状況>

本件は新規の提言である。

<背景>

認定事業者(AEO)の現行制度は、残念ながら多くの事業者が希望したような簡素化には繋がっていない。逆に、多くの場合、行政負担が増加している。

WP-A / # 11* / E to J 外国直接投資の促進

日本政府は、外国企業の日本国内への投資を促進するようなビジネス環境を作り出さなければならない。そのために、国内における日本企業同士の株式交換に適用されているのと同様に、国境を超える合併・再編から直接生み出されるキャピタルゲインに対しても繰り延べ課税制度の適用を検討すべきである。また日本政府は、外国企業にとって根本的な重要性を持つ規則が、事前の通知と協議を伴わずに変更されることのないように保証すべきである。これに関し、BRTは、日本政府に対して、日本において支店形態で事業を行う外国企業に対する法的確実性を確保するため、会社法第 821 条の見直しを含めたあらゆる手段を講じるよう要請する。

さらに、一般的な投資環境の改善は必須条件だが、さらに外国企業の日本市場への参入を促すには、規制改革が最も効果的である。自動車や機械部門のように外国投資に対する形式的障壁がすでに取り除かれている部門では、比較的高水準の外国投資が行われている。逆に、外国投資の水準が低いのは、金融と医療の 2 部門である。日本の規制により、これらの部門で外国企業が事業を行うのは他の国々より一層困難で、そのため、より大規模な事業を展開することはなく、現状の顧客に対応するための最低限の規模に留まっている。医療部門に関しては、市場承認を相互に認め合うようにすることが投資を増大させる重要な第一歩となるだろう。金融部門に関しては、金融サービス業に適用される原則を相互に受け入れ、本国監督機関を主監督機関として相互に認めることが、投資環境を改善する上で大きな役割を果たすであろう。

<進捗状況>

日本は海外直接投資のインセンティブプログラムを構築したものの、適用範囲が限られている場合が多く、申請手続きは非常に融通が利かない。

<背景>

日本は世界第 2 位の経済大国でありながら、GDP に占める日本国内における外国直接投資 (FDI) 額が OECD 加盟国の中でも最も低い水準にとどまっている。日本貿易振興機構 (JETRO) が再編成され、日本政府は小泉元総理の時代より外国直接投資を促す努力を進めているが、事態の改善は小規模にとどまっている。WTO によると、2011 年の外国直接投資額は GDP のわずか 3.9% であった。

WP-A / # 12* / E to J 模造品・海賊版・密輸品対策

日本政府は、模造品を扱うすべての取引を違法とし、外国の関連当局と協力して、模造品取引のウェブサイトを実際に閉鎖するように努めなければならない。さらに、日本政府は、個人消費を目的とした、個人による模造品の国内への持ち込みや輸入を可能にする抜け穴を取り除くべきである。

<進捗状況>

特に、模造品と疑われる商品に関連して権利保有者に送付された写真枚数の面からすると、一定の成果を挙げているが、個人消費目的で模造品を輸入することは、依然として合法である。

<背景>

日本では、個人使用を目的とする場合に限り、模造品や海賊版の輸入が規制されていない。これは、全ての分類(手紙、荷物、小包)で模造品や海賊版を挿入することを禁止した、万国郵便条約第 15 条に明らかに違反している。その結果、日本市場向けに日本国外のインターネットサイトで販売されている模造品が流入している。こうした 2 つの要因のせいで、残念ながら模造品の大規模な取引が行われている。

WP-A / # 13* / E to J 特許・商標

1. 商標

先行商標権所有者は、類似した商標が後に出てきたという懸念があれば、自らの責任で商標を守らなければならない。通常であれば、先行商標権所有者が同意書を発行して正式な異議申し立てに対処するが、日本では、これが認められていない。影響を受けた商標権所有者がそうした商標との共存を問題視していない場合であっても、特許庁(Trademark Office)によって酷似していると見なされた商標は共存することができない。こうした手法は、ほとんどの国では既に廃止されている。

<進捗状況>

本件は、新規の提言である。

<背景>

日本では特許庁が、職権上、先行商標との類似性の面で相対的拒絶理由があるかどうかについて、新規商標登録申請審査を行う。適用基準は非常に厳しいため、実際には影響を受ける先行商標権所有者から見ても共存可能であるようなブランドさえもが障害と見なされる。

2. 特許

特許庁(JPO)は、ジェネリック医薬品の特許クレームをサポートする目的で、補足的な実験的証拠の活用を検討すべきである。

<進捗状況>

本件は新規提言である。

<背景>

現在、多くの種類の申請については、特許庁(JPO)は、当該申請によって開示された特許実施形態の保護をするのみである。さらに、医薬品特許の小児への適応拡大は日本では行われていない。

WP-A / # 14** / E to J 政府調達

<総括提言>

日本政府は、公的調達市場へより参入しやすくするための取り組みを一層強化していかなくてはならない。これは、一般競争入札の基準額を引き下げること、また運輸・交通部門における「業務安全上の条項」の意味をより明確にすることで達成できるだろう。また日本は、現在 10 都市しか含まれていないが、政府調達に関する協定(GPA)に含まれる都市を増やすべきである。

<背景>

日本の調達市場の 80%以上は、政府調達に関する協定(GPA)による取り決めの外で実施されている、との結果が一部調査から示されている¹。現在一部のセクターでは、基準額 500 万 SDR が適用されていない(特別引出権)。日本の政府調達は、日・EU 首脳協議のいわゆる共同プレス声明第 34 パラグラフに含まれており、ここで日本は、中央政府または地方自治体による全ての入札を記録するデータベースの構築を公約している。しかし、日本の公的調達を EU 水準に近づけるには、まだまだ多くの改善を要する。

<具体的な提言>

- ヘリコプターの競争入札における入札過程に関して以下を提言する。
 - a. ヘリコプターの性能をも考慮した包括的評価制度を通じ、より公平な競争が行われるようにしなければならない。
 - b. 公共調達は各年度の予算に紐付けされるという制限を改善すべきである。

<背景>

- a. 価格が低い方が必ずしも優れているとは限らないのにも関わらず、日本の政府調達のはほぼ全てが単に価格競争に基づく評価を実施している。
 - b. 一部政府機関による調達(消火や災害救助など)は今でもこの制約が強い場合がある。落札と納期との間が 6 カ月にも満たない場合もあり、これは、輸入時に現地承認を得るといった難関も考慮すると、ヘリコプターを製造するにはあまりにも短い。この条件は過去数年で緩和されてきている(例えば警察の調達に関してなど)。
- 宇宙活動用地上設備の総合的なシステムの調達は奨励されるべきである。

<進捗状況>

ほとんど進展が見られない。

<背景>

¹ コペンハーゲン・エコノミクス(Copenhagen Economics): 「EU・日本間の貿易・投資障壁の評価」2009年 (“Assessment of barriers to trade and investment between the EU and Japan”, 2009)

日本による地上設備の国際調達は、日本の企業それぞれに合わせて細分化された小ロットごとに行われている場合が多い。総合的なシステムの方が費用対効果も信頼性も高い。

しかし、この種の初めてのケースとなるが、2012年に鉄道部門で入札要請が発表されたことに言及しておきたい。

日本産業界からの提言

WP-A / # 15** / J to E 欧州 2020 と単一市場法 (Single Market Act)

BRT は、EU の成長戦略「欧州 2020」を引き続き支持することを表明する。とりわけ、単一市場を再発進させるための欧州委員会の取り組みである「単一市場法(Single Market Act)」を支持する。さらに、BRT は、EU の 2014 年～2020 年に向けた研究や技術開発を支援するプログラムである「Horizon 2020」の採択と日・EU 企業間の国際協力の増大に期待している。

- 1) BRT は、EU と「欧州 2020」戦略にとっての単一市場の重要性を再度強調する。
- 2) EU は、第 1 次、第 2 次単一市場法の下で行われている全てのコミットメントを実現させるために、最大限の努力をすべきである。BRT は単一市場にとって以下の優先事項が重要となることを強調したい。
 - 知的所有権
 - 消費者の地位向上
 - サービス
 - ネットワーク
 - デジタル単一市場
 - 税制
 - ビジネス環境
- 3) BRT は、優先事項として、化学物質の本当の意味での単一市場の実現を追加するよう EU に要請する。

<進捗状況>

「欧州 2020」は展開中であり、第 1 次単一市場法については進展が見られる。第 2 次単一市場法は 2012 年 11 月に発表された。化学物質の真の意味での単一市場を実現することが新たな提言となる。

<背景>

世界的にビジネスが繁栄していくためには、規制環境は、出来る限り世界共通であるべきである。この意味で、単一市場における公正な競争機会が決定的に重要となる。

BRT は、環境政策や社会政策といった社会的な目的を持った政策は、経済政策や産業政策から切り離して策定することはできないと考えている。これらの異なる政策間でシナジー効果を生み出すことが重要である。例えば、よりエネルギー効率の良い経済を実現するためには、製造部門のみならず、輸送部門や家庭用品部門においても、産業界から革新的で競争力のある製品やプロセスが提供されることが不可欠となろう。社会保障制度といった高齢化社会に向けた持続可能な社会インフラが、成長と雇用を生み出す事業活動に依存していることは言うまでもない。

さらには、グローバルに公正な競争機会を実現するためには、規制政策の国際的な調整、および、政府や政策策定に関与しているその他の機関同士の緊密な協力が重要である。

WP-A / # 16** / J to E オーディオ・ビジュアル製品と乗用車に課される高関税の是正

EU当局は、高い関税を廃止もしくは大幅に削減すべきである。例えば、オーディオ・ビジュアル製品には14%、乗用車に10%の関税が課されている。世界貿易交渉において進展が見られない中、こうした削減は二国間交渉、すなわち、日・EU間EPA/FTAを通して実現されるべきである。

<進捗状況>

日・EU間EPA/FTA二国間交渉が開始されたことから、この提言に関しては進展が見られていると言える。

<背景>

EUは、産業界の一部セクターの製品の関税率を高い水準で維持することにより、当該セクターを保護している。これらの業界は国際競争の最前線にさらされており、保護よりもむしろ競争への刺激が必要であるにもかかわらず、である。このような保護措置では、これら業界の国際競争力の向上にはつながらない。しかもその結果、高い価格を支払うことになるのはEU域内のユーザや消費者ばかりである。

WP-A / # 17** / J to E 関税分類

17.1. IT製品

BRTは、EU当局に対し、企業の抱える懸念や困難さを認識すること、そして、2010年8月に世界貿易機関(WTO)の小委員会が提出した情報技術紛争に関する報告書に基づき、特に、情報技術協定(ITA)の対象製品の範囲拡大に関して最近開始された交渉の枠組みの範囲内で、IT製品輸入に係わる予見性を高め、透明性を改善する策を講じることを求める。

<進捗状況>

情報技術協定(ITA)の範囲拡大に関する交渉が開始されたため、本提言については進展が見られると言える。

<背景>

BRTは、関税分類は「統一システム条約(Harmonized System Convention)」に準じて行われるものと理解しているが、IT製品と非IT製品の技術的な収れんが起きている電気・電子製品に関しては、明確な分類方法が示されていないことも事実であると考え。そのため解釈と分類がこれまでになく難解で複雑となり、ビジネスの透明性、予見性、迅速性が損なわれている。こうした状況の改善が、ICT業界の発展に貢献することは確かであろう。

17.2. パッケージ化されたIGBTデバイス

パッケージ化された絶縁ゲートバイポーラトランジスタ(IGBT)デバイスに関しては、2012年9月に行われた世界税関機構(WCO)のHS委員会第50回セッションで下された決定を即刻全加盟国で実施し、85.41項(8541.29号)に分類するよう、BRTはEU当局に対し求める。

<進捗状況>

本件は、新規の提言である。

<背景>

85.41 項のパッケージ化された IGBT デバイスの HS 分類については、EU の一加盟国の関税当局によって異議を唱えられ、2011 年 6 月、WCO の HS 委員会に申し立てがなされた。2011 年 9 月、HS 委員会は 85.41 項への分類を決定したが、EU からは再審査を求められた。2012 年 9 月、HS 委員会はこの事例を再審査した結果、85.41 項 (8541.29 号) に分類することを決定した。この決定は、2012 年 12 月 1 日付で適用開始と見なされていたが、当該の関税当局はこの決定を未だ実施していないようである。EU およびその全加盟国は WCO に加盟している。

WP-A / # 18** / J to E 化学品規制

18.1 欧州化学品規制(REACH)

1. REACH に関しては、BRT は以下を提言する。

- ✓ サプライチェーンの中の企業が EU 市場において国ごとに異なる法遵守を求められることを回避するため、BRT は、EU 当局に対し、同ガイダンスに規定されている成形品の解釈を早急に統一するよう求める。
- ✓ デンマークでは、欧州化学物質庁(ECHA)の反対をよそに、2012 年 11 月 30 日付け官報で発表された新国内法では、フタル酸エステル類が禁止されている。EU 当局はデンマークに対して行動を起こすべきである。

<進捗状況>

成形品の解釈に関する提言については、一定の成果が見られる。フタル酸エステル類に関する提言は、新規の提言である。

<背景>

REACH は EU 規制ではあるが、様々な解釈がなされるため、EU で単一市場を実現していない。EU 全体で受け入れられるような解釈の明確化を通して、EU 当局は単一市場を実現すべきである。

高懸念物質 (SVHC) に関する届出義務が生じる 0.1%が適用される「成形品」に関する解釈は EU の加盟国間で未だ統一されていない。REACH 規制の「成形品中の物質の要件に関するガイダンス」では、0.1%の閾値は、生産または輸入された成形品全体について適用されるべきと示されている。しかしながら、6 加盟国は、「一度成形品であったものは、常に成形品である(Once an article – always an article)」との考えに基づき、この閾値は複合成形品における部品単位にも適用されると主張している。

2. EU 当局は、REACH の実施を促進させるために実用的なガイダンスを作成すべきであり、特に以下の措置を講じるべきである。

- ✓ 高懸念物質(SVHC)の数は着実に増加しているが、欧州化学物質庁(ECHA)はその普及に関与しておらず、業界に委ねられている。EU 当局は、ガイダンスを発行することで、そのような情報のサプライチェーンでの普及を促進させるべきである。
- ✓ BRT は、EU 当局に対して、REACH 第 8 条で定められた OR(唯一の代理人)の義務ならびに EU 競争法の下でのその意味合いについて明確にするよう求める。
- ✓ 健康・安全・環境(HSE)上の目的で欧州化学物質庁(ECHA)ホームページの先導登録者(Lead Registrant)から購入した情報文書(世界製品戦略(GPS)や安全性データシート Safety Data Sheet (SDS)などを指す)は、無料で世界どこからでも入手できるようにすべきである。
- ✓ 共同体ローリングアクションプラン(CoRAP)の枠組みの中で加盟国に割り当てられた物質の評価においては、民間企業に対し、自社で保有する物質に関する情報提供が求められることが多い。しかし、急な要請であったり、きちんとした形での要請でない場合があり、効果的でない。EU 当局は、加盟国に対してベストプラクティスを発行し、民間企業がより効率的・効果的に協力できるようにすべきである。

<進捗状況>

高懸念物質(SVHC)に関する提言に関しては、進展は見られない。
それ以外は新規の提言である。

<背景>

REACH には、企業にとって実務的に実施が非常に困難な要件が含まれている。
唯一の代理人(OR)の義務について、REACH 第 8 条では、OR は「輸入量と販売先顧客に関する情報、並びに安全性データシートの最新版の提供に関する情報を利用可能で、最新の状態に保っておかなければならない」と定められている。しかし、実際には、OR が顧客名や輸入量といった取引先の顧客情報を、特に間接的な提供ルートから収集した場合は、EU 競争法に違反する危険性がある。これは、EU 競争法の下では、そうしたサプライチェーン情報(つまり市場情報)は重要であり、慎重に扱うべきものと見なされる場合があるからである。さらに、EU 競争法抵触の可能性を避けるため、そのような情報収集において第三者受託者の利用を各加盟国の関連当局が認めるかどうかは不明である。その理由としては、第 8 条は、OR に関する言及に留まり、REACH には、そうした OR の義務を第三者にアウトソース可能であることを示すような記述は他にないからである。ドイツ当局は、第三者受託者の利用は認められないと解釈しているようだ。さらに、受託者の役務を利用するにはかなりの費用が追加で必要となる。EU のメーカーは、輸入量に関する情報収集は義務付けられていないため、この問題は OR、つまり EU 以外のメーカーにしか影響が及ばず、これが不公平な市場環境を作り出している。

3. BRT は、EU 当局に対して、例えば、先導登録者の特定が困難であるとか、利用状(LoA)の費用の透明性の欠如、そして次回共同提出までのそれらの問題の解決策といった、最新の登録状況から導き出される問題点や懸念を取りまとめて発表するよう提言する。

<進捗状況>

本提言に関しては、非常に限定的であり企業にとっては不十分ではあるが、一定の成果が見られる。

<背景>

2013年の登録期日に向け、物質情報交換フォーラム(SIEF)運営上の新たな課題が既に予測されている。すなわち、入手可能なデータが少ないこと、先導登録者が経験不足であること、サプライチェーンの大半が中小企業であること、そして財政負担が重いことである。BRTは、こうした懸念材料によってSIEFの活動が停滞するのではないかと懸念している。

18.2 内分泌かく乱物質に対する適切なアプローチと複合効果

BRTは、EU当局に対して、CMR(発癌性、変異原性、生殖発生毒性)といった分類だけではなく、健全な科学的手段に基づくリスク評価によって内分泌かく乱物質を規制するよう要請する。これは、内分泌かく乱は毒性の評価項目ではなく、有害事象に対する作用機序であるためである。

<進捗状況>

本件は新規の提言である。

<背景>

現在、内分泌かく乱物質と複合効果に関する規制は存在しない。EU当局は政策措置について検討中である。

18.3 欧州特定有害物質使用制限指令(RoHS)

BRTは、高懸念物質(SVHC)、REACHによる承認または制限、そしてELV/RoHSの下での適用除外が規制の重複につながらないように要請する。

<進捗状況>

本件は新規の提言である。

<背景>

REACHとRoHSは互いに独立しているが、どちらも化学物質を規制しており、それぞれ制限と適用除外を規定している。現在、BRTは、これら2つの規制によって制限または適用除外されている化学物質に不一致があるかどうかは承知していないが、BRTとしては、この2つの規制が複雑であるため、重複の危険性を懸念している。

18.4 CLP 規制(物質および混合物の分類、ラベル、包装に関する規則、(EC) No 1272/2008)

- ✓ BRTは、輸出業者の負担を軽減するため、EU当局に対して、通関で、化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)の分類およびラベル表示を受け入れるよう要請する。
- ✓ BRTは、さらにEU当局に対して、技術的進歩への適応化(ATP)の段階からGHSを考慮するよう要請する。

<進捗状況>

本提言に関しては、非常に限定的であり企業にとっては不十分ではあるが、一定の成果が見られる。

<背景>

CLP 規制は、EU 域内のメーカーおよび輸入業者だけでなく、EU への輸出業者も対象とする。CLP は、国連の「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)」に対応したものであるが、一部採用していない分野や EU 独自の分野もある。その結果、EU への輸出業者は GHS と CLP をともに遵守することを求められる。

18.5. ナノマテリアル

1. 定義

BRT は、EU 当局に対し、製品表面からのナノマテリアルの飛散(曝露度)を考慮し、ナノマテリアルに関する将来を見越した政策手段を実行するよう要請する。

2. 報告制度

BRT は、EU 当局に対し、率先して EU レベルで調和が取れた報告制度を制定するよう要請する。

3. 測定方法の標準化

BRT は、EU 当局に対し、ナノマテリアルの実用的な測定方法を標準化するよう要請する。これは、シンプルで国際的に調和の取れた測定方法とすべきである。

<進捗状況>

これらは新規の提言である。

<背景>

欧州委員会は、2011年10月18日にナノマテリアルの定義勧告(2011/696/EU)を発表した。

複数の EU 加盟国において、国内で独自にナノマテリアルの報告制度を制定する動きがあり、メーカーおよび輸入業者は異なる形式で複数の報告書を作成しなければならない。これは非効率的なだけでなく、サプライチェーンに混乱を招く恐れがある。

届出といった規制上の要件に応える際に、ナノマテリアルの測定には様々な測定方法が用いられている。結果として、異なる計測者による計測結果が比較できなくなる危険性がある。

18.6 ハイドロフルオロカーボン(HFCs)

BRT は、以下の課題を認識しており、EU 当局に対し、法制に関する立案審議においてこれらの課題を考慮するよう要請する。

- ✓ 冷媒の事前注入が禁止されているため、現場での冷媒注入は、たとえ有資格者により行われたとしても、作業環境がとうてい理想的とは言えないため、HFC ガスが空気中に頻繁に漏れ出す危険性がある。工場での冷媒注入は許可すべきである。
- ✓ HFCs 使用削減ペースが急激過ぎる。安全性(不燃性物質で代替できる可能性)、性能(性能が低下すれば CO₂ 削減の抑制につながる)、そしてコスト面(ユーザにとってのコストと社会全体にとってのコスト)を考慮して改定すべきである。
- ✓ 化学物質の単一市場を実現するためには、EU 全域で適用可能な禁止化学物質に関する規則を一本化すべきである。加盟国に化学物質を追加的に禁止できる自由裁量を持たせれば、市場の分裂につながる。

<進捗状況>

本件は新規の提言である。

<背景>

欧州委員会は、2012 年 11 月、フッ素化温室効果ガスに関する欧州議会及び理事会規則の提案を公表した。

WP-A / # 19 / J to E** 在欧邦人

1. 企業内転勤

BRT は、企業内転勤の範疇にある、EU 加盟国以外の第三国の国籍者による EU 域内への入国および居住条件に関する指令に、以下の措置が含まれるべきであると考えます。

- 1) 管理職と専門職者について、指令案では EU への最長転勤期間が 3 年と定められているが、これを 5 年に延長すべきである(第 16 条 3 項)。
- 2) 企業内転勤者(ICTs)に対し、ビザ要件の適用免除に基づき、赴任先へ入国後に就労許可証および居住許可証を申請することを認めるべきである。
- 3) ICTs の配偶者に対して、当該国到着時に、労働権を自動的に付与するべきである。
- 4) 同化措置の ICTs への適用は任意とすべきである。

BRT は、法律制定が進展していないことを懸念している。日・EU に対し、WP-A / # 04 / EJ to EJ の第 2 項「迅速な事業展開の支援」で言及したように、日・EU 間 EPA/FTA 交渉でこの問題を取り上げるよう提言する。

<進捗状況>

本提言については進展が見られていない。

<背景>

欧州委員会は、企業内転勤の範疇にある、EU 加盟国以外の第三国の国籍者による EU 域内への入国および居住条件に関する指令案(COM (2010) 378 final)を 2009 年 7 月に提出した。企業内転勤者(ICTs)の異動を迅速かつ容易に実施できるこのような指令は、多国

籍企業にとってEUの魅力を高める上で重要であるとBRTは考える。しかし、この指令を改善し、ICTとその家族の異動をさらに容易にすることはできると思われる。

2. 長期居住者

BRTは、長期居住者である第三国の国籍者のステータスに関する指令(2003/109/EC)がEU全域で正しく導入され実施されるよう、一層の努力を行うという欧州委員会の意向を支持する。

英国に居住するEU以外の国籍者が指令(2003/109/EC)の恩恵を受けられるように、英国政府は行動を起こすべきである。

<進捗状況>

本提言については進展が見られていない。

<背景>

欧州委員会は、指令2003/109/EC (Com (2011 585))の実施状況に関する報告書を2011年に発表した。BRTは、多くの加盟国において同指令の影響力が弱いことなど、指令の実施に関する数多くの問題が同報告書で指摘されたことに留意する。

同指令2003/109/ECは、英国、アイルランド、デンマークには適用されない。したがって、EU加盟国で日本人人口が最も多い英国に滞在する日本人も、同指令の恩恵を受けることができない。

WP-A / # 20 / J to E 模造品・海賊版・密輸品対策

BRTは、すべてのEU加盟国が、域内外における模造品・海賊版・密輸品をより強力に取り締まるよう、EUに対し、必要措置を更に講じることを希望する。

BRTは、2011年5月24日の知的財産権の税関取締りに関する規制案(COM(2011)285)に対する支持をあらためて表明する。これには、手続の簡素化や真正品輸入業者の財政負担の軽減といったBRTの主要な提言が反映されている。EUは、EU自身の財政負担を軽減する方法をさらに探るべきである。

BRTは、2012年4月19日に欧州議会及び理事会によって採択された規制に従い、欧州模造品・海賊版監視部門(Observatory on Counterfeiting and Piracy)の役割が増大することを希望する。

製品に関するより多くの情報提供を受けたり、現場での検査官の訓練を行ったり、WCOのIPMシステムのより効果的な利用に関する訓練を検査官に実施するなど、真正品を扱うメーカーや輸入業者からより一層の協力を求めることで、BRTは、関税当局に対し、検査の効率性を向上させ、検挙率を高めるよう提案する。

<進捗状況>

本提言については、一定の進捗が見られる。

<背景>

人手不足のため、EU 諸国の税関を通過する物品のうち、当局が検査をしているのはごく一部であり、そのため模造品の大半が税関をかいくぐってしまう。製品に関するより多くの情報提供を受けたり、現場での検査官の訓練を行うなど、真正品を扱うメーカーや輸入業者からより一層の協力を求めることで、関税当局は検査の効率性向上と検挙率の向上に努めるべきである。

真正品の輸入業者は模造品の保管・輸送・廃棄に要する多額のコスト負担を強いられており、その結果、模造品対策を放棄してしまう企業も出る可能性がある。その一方で、模造品による健康上・安全上の問題が増加している。また、加盟国には、関税で押収された模造品の押収地域での破棄が義務付けられており、特に EU 市場へ流出させてはならない。EU は加盟国を通じ財政面での支援や無償援助を提供するべきである。

WP-A / # 21 / J to E 一元的特許

BRT は、一元的特許保護制度の実現に向けた協力強化を実施する 2 つの規制が採択されたことを歓迎する。BRT は加盟国に対し、一元的特許裁判所の創設に関する国際協定を出来る限り迅速に批准するよう強く求める。

<進捗状況>

本提言に関しては、順調な進展が見られている。

<背景>

一元的特許パッケージは以下の事項で構成される。

1. 欧州単一効特許(「一元的特許」)を実現する規制
2. 一元的特許に適用される言語体制を確立する規制
3. 単一の専門的特許司法権(「一元的特許裁判所」)を設立する加盟国間の国際協定

この 2 つの規制は、2012 年 12 月に、一元的特許保護制度の実現に向けた協力強化に参加している加盟国 25 カ国によって採択された。これらの規制は、ドイツ、フランス、英国を含む加盟国 13 カ国によって上記の国際協定が批准され次第、施行される。

WP-A / # 22 / J to E 税制

22.1 共通連結法人課税基礎(CCCTB)

2011 年 3 月 16 日に提出された EU の共通連結法人課税基礎(CCCTB)の提案書を BRT は歓迎し、CCCTB が迅速に採択されることを望んでいる。EU 経済の競争力を高めるため、CCCTB は以下の点を実現すべきである。

- 1) CCCTB を形成する企業グループ内では、営業権(のれん)に関わる未実現利益は非課税とする。
- 2) CCCTB を形成する企業グループ内では、アームズレングスの原則を適用しない。
- 3) CCCTB を形成する企業グループ内では、損益を相殺する。

<進捗状況>

本提言については進展が見られていない。

<背景>

多くの日本企業が、単一市場で競争力を維持しようとして、欧州で展開する企業組織の統合や合理化を進めている。例としては、営業支援や経理といった機能の集中化が挙げられる。グループ内取引と課税との関係は、企業的意思決定においては重要な要素である。国際的に事業を展開する企業が、EUでの税務上、一連の規則に沿ってグループ全体の収益を計算し、連結会計を確立できるようにすることが非常に望ましい。

22.2 合併に関する指令

合併に関する指令(90/434/EEC)が対象とする範囲を拡大し、再編による不動産および無形資産の移転を含むべきである。さらに、株式保有義務期間は撤廃すべきである。

<進捗状況>

本提言については進展が見られていない。

<背景>

報告書 COM (2001)582 では、欧州委員会は、「合併に関する指令」が対象とする範囲を拡大し、不動産の移転に対して課税する意図に言及したが、指令(2005/19/EC)改正には、この問題に関わる規定は含まれていない。

同指令の対象範囲を拡大して、再編による不動産および無形資産の移転をも含めれば、企業は再編コストを削減し、競争力を向上させることが可能となる。

合併に関する指令(90/434/EEC)は、国境を越えた一定対象の企業再編における法人税の繰り延べについて定めている。一部のEU加盟国では、企業は、現物出資された財産と引き換えに受け取った株式を何年にもわたって保持することが義務付けられている。たとえば、それらの持ち株会社が事業会社としての機能を失ったとしても、である。同指令には、そのような措置を支持するための根拠はないようである。

こうしたペーパー・カンパニーの維持費に加え、二重課税のリスクも高まる。子会社によって支払われた配当金は、日本の親会社の持ち分が25%未満のペーパー・カンパニーを通して支払われた分については、日本の「外国子会社配当益金不算入制度」(Foreign Dividend exclusion)の対象とはならない。

22.3 EU 移転価格文書化(EU TPD)

EU 移転価格文書化(EU TPD)順守を促す十分なインセンティブを与えるために、企業がEU TPDを誠実に作成しかつ期限内に提出した場合には、罰金を免除することを、EUとEU加盟国は約束すべきである。(罰金には、文書作成上の義務不履行に関わるもの、移転価格調整に関わるもの、調整時の金利に関わるものがある。)

<進捗状況>

本提案については進展が見られていない。

<背景>

EU とその加盟国は、誠実な企業と脱税をもくろむ企業を同等に扱うべきではない。EU TPD が誠実に作成された場合にも罰金を賦課すると、罰金を免れようとして企業が人為的に移転価格を設定し、単一市場に望ましくない歪みが生じる場合があるからである。

22.4 付加価値税(VAT)制度の抜本的な改革の検討

付加価値税(VAT)制度を抜本的に改正し、単一市場に適合した、簡素化され、効率が良く、強靱な VAT 制度を実現するという、欧州委員会の戦略(Com (2011) 851) を BRT は歓迎する。

EU 域内の VAT 申告事務を、企業グループが容易かつ費用効率よく、一カ所に集中できるような新しい VAT 制度が迅速に実現することを、BRT は期待する。

<進捗状況>

本提言に関しては、限定的ではあるが、一定の進捗が見られる。

<背景>

多くの日本企業が、単一市場で競争力を維持しようとして、欧州で展開するその企業組織の統合や合理化を進めている。全体的なコスト削減や効率化を目的として、VAT 管理をはじめとする会計機能が集中化の対象となる場合が多い。

EU の VAT 制度は共通の制度だが、実際には、加盟国間で著しい違いがあり、逸脱がその主な理由となっている。したがって、現在、VAT 管理の集中化には財務的に高いリスクが伴う。

例えば、限られた国別知識しか持ち合わせていない中央の経理スタッフが、繰り返し行う会計取引の中で一つミスを犯すと、修正すべき累積額が比較的短期間のうちに増大してしまう可能性がある。その上、罰金が科される可能性もある。このような高いリスクを回避するためには、企業は、国内の営業所に経理スタッフを残すか、もしくは、国別の知識を有する大人数の経理スタッフを中央に雇用しなければならない。いずれにしろこれでは、費用効率のよい経理機能の集中化は実現できそうもない。

WP-A / # 23 / J to E 非財務情報の開示に関する法制化について

BRT は、非財務情報の開示について、企業の透明性を向上させるために、ステークホルダーを関与させ、対話を容易にするために欧州委員会が取っているイニシアチブを支持する。

BRT は、規模やビジネスセクター、組織構造が様々に異なる企業が、それぞれの企業価値に最も適した報告書の枠組みを選択できるような原則主義のアプローチが採択されるよう提言する。

BRT は、非財務情報の開示については、グローバルな背景を踏まえた EU 全体としてのアプローチがなされることを強く支持する。

BRT は、非財務情報の開示に関する今後の EU の規制枠組みの下で、企業が、グループのレベルもしくは連結レベルで報告を行うことができるようにすべきであると提言する。

<進捗状況>

2013年4月16日、欧州委員会は、指令案 Directive (COM(2013) 207)を公表した。

<背景>

企業報告は、その対象となる利用者およびそれら利用者の重要な関心が明確にされている場合に限って、重要な伝達手段となると BRT は考える。重要性が鍵であり、BRT は、企業にとっての重要性は企業固有のものであると固く信じる。重要業績指標(KPI)は、企業が社内の業績を測る上では有用だが、重要性は主観的なものであるため、EU において、具体的かつ調和された定量的な KPI を義務化することは、非財務情報の開示過程全体に対してプラス効果というよりマイナス効果を及ぼすのではないかという懸念を BRT は抱いている。

欧州だけでなく世界中で事業を展開している多国籍企業という視点を考慮すべきである。混乱や不必要な行政負担を避けるため、地球的規模報告イニシアチブ (GRI: Global Reporting Initiative) 並びに国際統合報告評議会 (IIRC: International Integrated Reporting Council) を発展させることを今後の法律制定で検討することも同様に重要である。

企業が、グループのレベルもしくは連結レベルで報告を行う機会は、EU 域内に事業体を持ち、EU 域外に本社を持つ企業にも同じように提供されるべきである。そのようなアプローチは、非財務情報を企業の経営管理体制に組み入れるための強固な基盤作りを可能にし、また法人単体ごとに開示を求める場合と比べて実務的でもあるだろう。

WP-A / # 24 / J to E 消費者保護

BRT は、2011 年 10 月 25 日に欧州議会および欧州理事会が、消費者の権利に関する指令 2011/83/EU を採択したことを歓迎する。また BRT は、BRT 提言のうち 2 つが新指令に受け入れられた事実を歓迎する。

しかし、指令 1999/44/EC に定められているように、新指令では、加盟国は自由裁量によって保証期間を 2 年より長くすることができるが、これが単一市場では障害になると BRT は考える。BRT は、欧州委員会に対し、保証期間を 2 年以上にできるこの裁量権の長所と短所を将来的に再検討するよう求めたい。

<進捗状況>

本提言については進展が見られていない。

<背景>

BRT は、単一市場の長所を最大限に活用するためには、国境を越えた取引に影響する法律は、企業や消費者が加盟国間で施行する際に、違いを気にしなくて済む程度まで、調和されるべきだと考える。

WP-A / # 25 / J to E 新しい法的枠組みにおける市場監視

BRT は、製品に関する市場監視の調和に向けて欧州委員会と加盟国が取っている全体的な方向性を支持する。市場監視の調和は、製品の公正な移動のための重要な一步である。BRT は、欧州委員会と加盟国に対して、この調和プロセスの進捗と各加盟国における市場監視の実施状況に関するすべての関連情報を公表するよう求める。さらに、市場監視を調

和させる枠組み作りに貢献できる機会を産業界に与えるよう、欧州委員会と加盟国に対して要請する。

BRT は、欧州委員会に対し、新しい法的枠組みのガイダンス草案が作成され次第、できれば市民との協議公開を通して、ステークホルダーに対してより幅広く意見を求めるよう要請する。

<進捗状況>

本提案については、一定の進捗が見られる。新しい法的枠組みに関する提言は新規の提言である。

<背景>

製品の販売に関する認定と市場監視の要件を定めた規則 765/2008/EC (Regulation 765/2008/EC) と、製品の販売に関する共通の枠組みを定めた決定 768/2008/EC (Decision 768/2008/EC)が、2008年に採択された。同規則は2010年1月1日より適用されている。

この規則と決定は、現行のセクター別の法令に欠けている要素、すなわち認定と市場監視を扱い、補完している。現行の法令の検討の際には、この決定に基づいて修正がなされている。このいわゆる「新しい法的枠組み」の目的は、整合化された透明な市場監視と認定をすべての事業者に対して導入することである。本決定は、定義、事業者の義務、トレーサビリティに関する規定、セーフガード措置について定めている。加盟国当局は、市場監視プログラムを策定し、2010年1月1日までに欧州委員会に通知することになっていた。欧州委員会は、新しい法的枠組みのガイダンスの策定過程にあり、2013年夏までに発表する意向である。

WP-A / # 26 / J to E 競争政策

BRT は、EU 当局に対し、「シンプルな情報要請」('simple request for information') および「決定に基づく情報提供要請」('request to supply information by decision')を送付する際には、正しくかつ適切な受取人に送付すべく細心の注意を払うよう要請する。

BRT はまた、EU 当局に対し、回答を用意するための十分な時間を受取人に与え、同要請への回答期限の延長においても柔軟に対応するよう要請する。

<進捗状況>

上記は新規の提言である。

<背景>

EC 条約第 81 条および第 82 条に定められた競争に関する規則の実施についての、2002年12月16日の理事会規則 ((EC) No 1/2003) 第 18 条、ならびに企業集中の管理に関する2004年1月20日の理事会規則 ((EC) No 139/2004) 第 11 条によると、欧州委員会は、シンプルな要請もしくは決定によって、たとえ当該の事例に直接関与していない場合であっても、企業や企業団体に対して、必要とされる全ての情報を提供するよう要求する

ことができる。前者理事会規則の第 23 条および第 24 条、ならびに後者理事会規則の第 14 条および第 15 条では、そうした要請に従わない場合の料率および罰金が定められている。

欧州委員会の担当部署は、請求に応じることのできないグループ内の事業体に対して要請を送る場合が多い。本社が EU 域外に置かれている場合、欧州委員会の担当部署は、そのような要請への対応責任を有する受取人に要請が送付されるよう十分な確認をしていないようである。そうした要請の処理責任を有する部門に転送されるまでには、回答を用意する十分な時間がなくなってしまうことがある。さらに、欧州委員会の担当部署は、回答責任を有する企業が期限延長を求めた際に、それを認める柔軟性を持ち合わせていない。

WP-A / # 27 / J to E 環境フットプリント

BRT は、以下事項を要請する。

グローバル手法の比較可能性または調和：比較可能性を客観的に支持するために、EU は、国際的な調和に配慮して、ライフ・サイクル・アセスメント(LCA) (cLCA: 炭素のライフ・サイクル・アセスメント等)、ISO に基づく手法、国際電気標準会議(IEC)、(ISO14040-14044、ISO26000 (GRI)、ISO14025 等)といった事項に関する議論を尊重すべきである。

データベース：EU は、EU 域内のみならず、EU 域外のデータベースについても相互承認を認め、データベースの国際的開発に参画すべきである。

セクター別の規則：セクター別の規則を設定する上で、EU は、組織環境フットプリント(OEF: Organisation Environmental Footprint)、製品環境フットプリント(PEF: Product Environmental Footprint) といった EU の手法に加えて、製品の範囲とセクターに関するガイドラインを発行するべきである。さらに、データの有意義な比較が可能となるよう、セクターの定義は十分に狭めるべきである。

<進捗状況>

これらは新規の提言である。

<背景>

欧州委員会は、製品および組織の環境フットプリントに関するイニシアチブの策定に当たっている。

WP-A / # 28 / J to E ビジネスと人権

企業の社会的責任に関する 2011 年～2014 年 EU の新たな戦略 (COM(2011)681) に関する欧州委員会の報告書については、BRT は、EU 当局に対して以下の事項を実行するよう提言する。

- 1) 分断化を避け、国連のビジネスと人権に関する指導原則(UNGP)の「原則に基づくプラグマティズム」に焦点を当てる。
- 2) 「人権」に対する理解が異なることを考慮し、効果的なコミュニケーションの必要性を認識する。
- 3) 人権に対する悪影響についてデューデリジェンスを行う上で、どのように優先順位をつけるかの実際的なアドバイスを広める。
- 4) 「チェックボックス方式」で企業の負担を増やすことは避ける。
- 5) 「認識した上でそれを示す」('knowing and showing')という考え方を後押しし、企業のポジティブな貢献を強調する。

<進捗状況>

これらは新規の提言である。

<背景>

1) 分断化を避け、国連のビジネスと人権に関する指導原則(UNGP)の「原則を伴ったプラグマティズム」に焦点を当てる

BRT は、欧州委員会の報告書が、国連のビジネスと人権に関する指導原則(UNGP)を国際的に認められた基準の一つとして認識していることを歓迎する。UNGP のコンセプトは成果よりも過程を重視しているため、企業が以前よりもビジネスと人権の問題により実際的に関与することが可能になると BRT は考える。UNGP の「原則に基づくプラグマティズム」によって、企業は、内面的に自身を知る能力を開発することが可能となり、また、対外的には人権を尊重する責任をどのように果たしていくのかを示すことが可能となる。BRT は、こうしたアプローチに対する欧州委員会の支持を歓迎する。これ以外のアプローチもしくは異なった欧州の基準を作ることは、状況を混乱させ、企業にとって余計な負担となるであろう。

2) 「人権」に対する理解が異なることを考慮し、効果的なコミュニケーションの必要性を認識する

「人権」は、万国共通に理解されるべきもので、全ての人々に平等に適用されるべきものだが、「人権」という言葉は、国籍、文化、歴史、企業の状況に関連して、世界のビジネスセクターによって異なった意味合いを持つ可能性がある。そのような場合、言葉としての問題が実体を凌駕し、ビジネスパートナー間の建設的な対話が不必要に阻害される危険性がある。

BRT は、そうした国や文化、歴史、企業の違いを良く理解すること、そして、異なるビジネスパートナー間のダイナミクスを認識することが、事業経営レベルでの人権と企業との関連性についての効果的なコミュニケーションの鍵となると考える。BRT は、欧州委員会に対して、これらの違いにどのように対処したらよいのか、そしてどのように効果的なコミュニケーションを取ったらよいのかについて、企業に支援を提供するよう推奨する。BRT は、この問題については、欧州委員会と欧州域外に本社を持つ企業との間の情報交換を可能にするような機会がもたらす、潜在的な相互利益を強調する。

3) 人権に対する悪影響についてデューデリジェンスを行う上で、どのように優先順位をつけるかの実際的なアドバイスを広める

企業は、サプライチェーンの管理に関する外部からの様々な期待の高まり、という複雑な課題に益々直面している。UNGP が広く受け入れられるようになるにつれ、近い将来、

ビジネスと人権の問題への注目度が一層高まっていく可能性があるが、BRT は、企業に対する非合理的な非難の増加につながるのではないかと懸念している。UNGP は、バリューチェーンに多数の法人を抱える企業にとって、それらのすべての法人に対して、人権に関する悪影響についてのデューデリジェンスを行うことは不当に困難なことでありと認識している。UNGP はまた、そうした人権に関する悪影響のリスクが最も重大な分野を特定し、人権デューデリジェンス・プロセスにおいて優先順位をつけるよう助言している。BRT は、EU に対し、この観点を認識した上で、これらの責任を果たし、高まる社会の期待に応じていくために、どのようにしてアクションに優先順位をつけるかという実際的な助言を広めるよう提案する。

4) 「チェックボックス方式」で企業の負担を増やすことは避ける

サプライチェーンが社会的な責任を確実に果たせるようにするため、たとえば、適切なビジネスプロセスの実施といった、多くの個別または集合的なイニシアチブが、企業によって既に取られている。企業は、適切なプロセスを導入しているかよりも成果によって評価されることが一般的だが、成果だけに焦点を当ててしまうと、例えば、児童労働が行われていないということを確実にするのは必ずしも可能でなくなる、と BRT は認識している。

適切なプロセスを導入していれば、企業は、サプライヤーが人権への悪影響を避ける方法を持っているという保証を高めることができる。BRT は、欧州委員会に対して、チェックボックス方式につながるような新たな枠組みの構築を避けるよう提言し、異なる背景を持つ企業が UNGP を採用して適応させ易いような柔軟なアプローチがなされることを支持する。

5) 「認識した上でそれを示す」 ('knowing and showing') という考え方を後押しし、企業のポジティブな貢献を強調する

BRT は、より多くのリスクに直面する先発者の方がより評価されるという仕組みを歓迎する。企業の競争力の強化についても考慮すべきである。BRT は、企業の長期的な競争力について考えることも重要であることから、EU が「名前を公表する」 ('naming and shaming') という考え方から脱皮し、「認識した上でそれを示す」 ('knowing and showing') という考え方を後押しすることが非常に重要だと考える。こうしたことが有益な刺激となって、より多くの企業が人権尊重という責任を積極的に果たすようになり、社会と企業の双方が納得する "win-win" の関係の強化が可能となる。さらに、EU が、マイナスの影響やコンプライアンスだけに焦点を当てるというよりは、企業が人権に与えるプラスの影響を認識し、それを強調することも極めて重要である。

WP-A / # 29 / J to E EU の会社法政策

欧州委員会は、遅滞なく、欧州非公開会社法に関する理事会規則案を採択すべきである。同法律は、以下の事項を実現すべきである。

- 1) 多くの人にとって分かりやすく、制定が容易で、運用コストが安い
- 2) 創立者と株主がその活動に最も適したやり方で組織できるような、十分な柔軟性がある
- 3) EU 全域で可能な限り共通

<進捗状況>

本提言については進展が見られていない。

<背景>

欧州委員会は、2008年6月、欧州非公開会社法に関する理事会規則案を公表した。その後5年近く経った現在でも同規則案は採択されていない。欧州会社法が公開会社に対する制度であるのに対し、欧州非公開会社法は、非公開会社に対する制度である。欧州会社法によって、2004年10月から欧州会社（SE）の設立が可能となったが、複雑で扱いにくく、EU企業の90%を占める中小企業のニーズに適していないと批判されている。

WP-A / # 30 / J to E **第三国製品およびサービスのEU公的調達市場へのアクセス**

BRTは、以下の事項を信じ、提言する。

1. 公的調達市場を国際的に開放するという目的を達成するため、非立法的な政策措置が採択されるべきである。
2. EUが公的調達市場から第三国の製品とサービスを恣意的に除外することを防ぎ、企業にとっての法的安定性と予見可能性を確保するため、いかなる措置にも効果的な仕組みを組み込むべきである。
3. 適切かつバランスのとれた分析に基づいて、いかなる措置にも、適用範囲と条件に関する明確で透明な基準を盛り込むべきである。

<進捗状況>

本件は新規の提言である。

<背景>

公的調達の法的枠組みの改正は、2011年4月に採択された単一市場法で規定された12の優先行動項目の一つである。この改正プログラムの一環として、欧州委員会は、2012年3月31日に、第三国製品およびサービスのEU公的調達市場へのアクセスに関する規則案（COM (2012) 124）を発表した。

BRTは、この規則案に含まれている、EUが市場を一方的に閉鎖することを可能にする措置に対して深刻な懸念を抱いている。提案されている一方的な措置を取ることにより、EUは貿易相手国に対して、EUが公的調達市場をひそかに閉鎖しているというシグナルを発することになり、それによって世界中に保護主義的措置の連鎖反応を引き起こしかねないからである。そのような事態になれば、公的調達市場を国際的に開放するというEUの意図と目的は達成されないであろう。

WP-A / # 31 / J to E **代替燃料インフラの展開**

BRTは、代替燃料インフラの展開に関する指令案で述べられている、代替燃料インフラ展開促進計画を支持する。

ただし、BRTは、EU当局に対して以下事項を要請する。

- 1) 指令案付属書 III から、電気自動車用の DC（直流）急速充電ポイントのコネクタの技術仕様を削除する。これは、欧州規格がまだ最終決定されておらず、欧州規格として特定の技術に言及するのは時期尚早であるためである。
- 2) EU 域内の既存の電気自動車のドライバーの利便性を確保し、電気自動車市場の発展を考慮して、既存の DC 急速充電技術と並んでデュアルチャージャーを選択肢として追加する。

<進捗状況>

本件は、新規の提案である。

<背景>

欧州委員会は、2013年1月24日、代替燃料インフラの展開に関する、欧州議会及び理事会の指令案(COM(2013)18)を採択した。欧州議会と理事会によって採択されると、各加盟国には、最低限の数の電気自動車用充電ポイントの設置が義務付けられ、その10%は一般に開放されなければならない。さらに、充電ポイントと自動車のインターフェースには、共通技術仕様の実施が要求される。指令案付属書 III 1.2 では、相互運用性のために、電気自動車の DC 急速充電ポイントを設置し、2014年に採択の見通しとなっている、EN 規格で定められた「コンボ 2」 ("Combo 2") タイプのコネクタを設置するよう定めている。

同提案の前文(26)に述べられているように、充電および補給ポイントの相互運用性のための技術仕様は、欧州規格で定められるべきである。しかし、そのような規格は、DC 急速充電ポイントに関してはまだ最終決定されていない。したがって、欧州規格の一部として特定の技術に言及するのは時期尚早である。

さらに、将来の指令では、既存の DC 急速充電器技術と並んで、デュアルチャージャーを選択肢とすべきである。というのは、近い将来市場に出回るであろう技術仕様が、現在の指令案のように指定される可能性があるためである。実際、欧州では、現在、急速充電技術を搭載した電気自動車が 10,000 台以上も走行している。既存の電気自動車にも将来の電気自動車にも対応可能なデュアルチャージャーは、既存の電気自動車のドライバーの利便性だけでなく、市場の発展のためにも重要である。